

○西東京市スポーツ振興基金条例

平成13年 1 月21日 条例第52号

改正

平成21年 3 月31日 条例第12号

西東京市スポーツ振興基金条例

(設置)

第 1 条 市民のスポーツ活動を援助し、もって市民のスポーツの振興を図るため、西東京市スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額等)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定めるもののほか、基金の運用により取得した益金のうちスポーツ振興の資金に充てた後に生じた剰余金とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替え、又は予算の範囲内において歳入に繰り入れることができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金から生ずる収益は、西東京市一般会計歳入歳出予算に計上し、スポーツ振興の資金に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年 1 月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、保谷市スポーツ振興基金条例（平成 5 年保谷市条例第16号）の規定により設置された基金に属していた現金（これから生ずる果実を含む。）は、施行日において、この条例の規定により設置される基金に属するものとする。

附 則（平成21年 3 月31日 条例第12号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。